正しく伸びよ青少年
子どもをみつめて

間瀬小学校長　吉川善次郎

一、プロ鍵っ子、セミプロ鍵っ子がふえている（間瀬小）

プロ（両親とも日中いない）一七人（二二%）

セミ（としよりが時々いる）二二人（二九%）

成長経済は消費増大と現金収入の魅力を大人に教えてくれた。—子どもはどうなったか—。

おやじ、家に帰ると、疲れた。いっぱい。ゴロ寝のテレビ観覧。母親、炊事、洗濯、家事万端。

家庭電化製品がそろった快適な文化生活である。

二、親は毎日忙しい。

—子どものある断面—

かあちゃんが夕方いそがしそうに会社から帰ってくるのを待っていた。川の橋を渡る時、ぼくの方をふり返えって、手をあげてことばをかけてくれると思ったのです。それなのに、かあちゃんは、そのまま橋を渡って、ぼくが遊んでいるのなどしらないようなかっこうをして、どんどん行ってしまいました。ぼくはたいへんさびしかった。かあちゃんの帰ってくるのを、川まで迎えにきてまっているのに、しらんふりして行ってしまうんだもの。かあちゃんは、ぼくのことを、子どもと思っていないのだろうか。（三年生の作文、字数の関係で漢字にかきかえてある。）

M子ちゃんは五年生日曜日以外両親がつとめているので、ひとりぼっち

「M子ちゃんさびしい。」ある日私がたずねた。

「ううん、ちっともさびしくない、幼稚園からひとりだからなれている。」

長い夏休みなど、どんなにしているの!!

「二時間くらい勉強、あとは近所の友達（註、同じ境遇の友達）と行ったり来たりでお遊びしているの、それ以外はテレビを見てすごしている。」

お昼はどうしているの!!

「一日百円～二百円の小遣いをもらって、自分の好きなものを買ってたべている。」

何が一番ほしい!!

「兄ちゃん、姉ちゃんがいたらいいなあと思う。」

一年中で、一番楽しい時は!!

「盆と正月、大ぜいの人が家に来る時。」

動物なんか飼いたいと思わない!!

「犬が飼いたいが、かあちゃんが駄目と言った。」

三、社会福祉や学校教育だけで、子どもの心はいやされるか。

鍵っ子対策は、学童保育という。その先は学校が地域と連けいして、すきまを埋ればよいという意見がある。しかし、家庭における子ども教育は、こんな対応療法だけでは解決できない。

家庭の空洞化を学校教育が補強できるが、学校は学習指導で手一杯が現状である。しかし、父は父、母は母、子どもはと、勝手な方向にみんながあゆんでいる。家庭は崩壊でなく、風化しつつある。

四、どうすればよいのか。

—ほっておいても子どもは育つか—

金をとるのは消費だけのものか。子どもに父母の働く意味をわからせる対話があるのだろうか。子どもに父母が働き金を得る意味がわかれば、少しは自分はどうすればよいのかが理解できないか。

生身の母親がそこに存在しなくとも、心の通う置き手紙がある。

家事の一部を分担させて通年やらせる—そんな仕事はないよと、おおかたの母親がいわれる。本当にないか。

「かあちゃんこれいたんだ。」

「そんなの捨てなさい。新しいものを買ってやるさ。」

それより一針に心のこもったつくろいものをしてやる。

学校から帰ったら、好きなオヤツがはい帳に置いてあった。

まあ書き連ねたら限りなくあるように思う。自分と子どもの交流方法には見本がないように思う。

今更共働きがよいとか悪い等という論議をしていては、家庭鉄道は後退か脱線するしかない。

プロ鍵っ子、セミプロ鍵っ子がふえていくのは、現社会情勢からさけることのできないすう勢なんだからその中でどういう、風化しない家庭をつくるかが、家族の共同責任だろうと思う。

父親だけが働いて、母親が家庭と子どもを守っていく。家にはおとしよりが居られて、世の中の大所高所から孫の教育の一般をになっていただく。

こんな状態であれば、たしかに断絶もない家族関係が出来るかもしれない。しかし、やり方では再び女性の地位後退に結びつきかねない。

ともかく、これからは父（男）母（女）二重共同の立場から、ひとり家に留守居をしている子どもとの心のふれ合いを考えていただきたいと思っている。

M子ちゃんは特別おとなの子どもである。まねしてはだめ、子どもは、ほっておいては育たない。

民謡の祭典
《岩室村民謡まつり》

- 十月十六日（土）正午開演（敬老会式典終了後）
- 岩中体育館
- 民謡連盟加盟団体総出演
- 特別出演にご期待ください。

"スポーツで自分自身をきたえよう"
村民体育祭
～とにかく参加ください～

村体育協会では、十月十日の「体育の日」を中心にして村民体育祭を開催いたします。

スポーツは青年期だけの特権でなく、年令、体力に応じたふさわしい身体活動それがスポーツであるというスポーツ本来の精神にたちかえり開催するもので、老若男女、村民あげての参加をお願い致します。

十月十日（体育の日）

開会式　八時三十分　村民体育館

○剣道　村民体育館
○バレーボール　岩中体育館
○野球　岩小、和小、岩中グランド

十月十一日　九時開会

○野球　三校グランド
○卓球　村民体育館
○空手道、銃剣道　和小体育館

※各選手は各種目のユニホームで全員十日の開会式に参加下さい。

※野球を除いては、当日の朝八時三十分まで受付致します。どうぞこぞって多数参加下さい。

10月17日～23日

こういう方はいらっしゃいませんか

行政相談週間

苦情や、困りごと、心配ごとは、遠慮なく相談ください。

行政相談が十月十七日から二十三日まで全国一斉に実施されます。

役所の仕事について

◎説明になっとくできない
◎このようにしてほしい
◎処理がまちがっている
◎どうすればよいか分からない
◎処理がおそい
◎不親切な扱いを受けた

など役所や公社等に対する苦情や要望などを持っているが関係の役所などには、申し出にくいとか、どこに行けばよいかわからない、という方々のために苦情や要望をお受けし、その解決や実現を図ることをねらいに行われるものです。

岩室村では、期間中、毎月十日の定例相談日の外に特別相談日を設け、相談に応じます。

申し出は、直接口頭でされることを原則としますが手紙や電話でも結構です。

取扱いは無料です。自分の名前を出したくない方、申し出の内容を秘密にしたい方は固く守られます。お気軽に相談においでください。

◇合同相談
十月二十一日
午後一時から四時まで
岩室村役場

◇定例相談
十月二十一日
午前九時から正午まで
岩室村役場

◇巡回、移動相談
十月二十三日
午後一時から四時まで
間瀬支所

特設人権相談所開設

期日　十月二十一日午前十時から午後三時まで

場所　岩室村役場

新潟地方法務局と新潟人権擁護委員協議会で、次のことでお困りの方に人権相談を行います。

相談は無料で、他にもれることは絶対にありませんからお気軽にお越しください。

一、いやがらせ、むごい扱い、不当な差別、名誉信用の侵害等の人権問題

二、借地、借家、その他民事刑事の法律問題

三、資力にとぼしいための訴訟で解決をはかれないとき等の法律扶助問題

相談担当者
人権擁護委員と法務局職員です。

水道使用等の手続について

最近無断で水道の増設、変更等の工事が行なわれております。次の事柄についてて企業課にご相談下さい。

一、水道の新設又は変更する場合は加入金を納めなければなりません。ただし、変更の場合新口径に応ずる差額金を納めなければなりません。

二、住居の移動等により旧給水装置を使用しない場合は廃止又は閉栓の手続きが必要です。家屋を売買した場合は名義変更の手続きをして下さい。尚転居等により新住所地に給水装置を新設する場合、広域水道事業資産に個人の加入権及び財産権は認められておりませんので、従来の給水（加入）にかかわりなく新規加入となります。

三、水道を期間的（農業ハウス）に使用する場合は開栓、閉栓届を必ず提出して下さい。

四、家屋の増、改築等により水道工事をする場合、事前に家屋の平面図と給水配管図を添え申込み下さい。

五、水道工事（新設、増設、変更、撤去等）を行なう場合は必ず届出をし認可を得て工事をしなければなりません。この場合岩室村水道公認業者以外の業者は村の許可なく工事すると罰金を課せられますのでご注意下さい。

昭和51年度後期技能検定日程きまる!!

◎申請受付
10月22日～11月4日まで

◎試験実施期日（実技）
昭和51年11月30日～昭和52年2月28日まで
（学科）
昭和52年2月のいずれかの日曜日

◎実施職種
時計修理、ガラス施工、建築大工他33種

◎問い合せ
詳細については新潟県技能検定協会　TEL0252(31)2155にお願いします。

十月の納税

固定資産税　三期
お忘れない様御納入ください

振替納税について

村内の納税者九十%近くの方から御利用いただき、納め忘れがない、納税に行く手間がかからないと増々好評、利用者も月々増加して居ります。振替納税をされていないあなたもこの便利な制度を利用して見ませんか。くわしい事は役場税務課又は村の指定金融機関（巻信組和納、岩室支店、本店・和納、岩室、間瀬農協・第四、北越、新潟相互銀行巻支店）の窓口でお尋ねください。

社会福祉のために
善意の御寄附

愛する御家族を亡くされて、深い悲しみも去りやらぬ御遺族から、社会福祉のために役立ててほしいと、多額の御寄附を頂戴しましたので御紹介いたします。

故本田キヨさん（八月二十八日歿、和納六区）の御子息**本田三郎**さんから金五万円也。

故人の御冥福をお祈りするとともに、厚く御礼申し上げます。

御寄附の趣旨に従い、社会福祉充実のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

所得税の話
マイホームと税金

みんなの夢マイホーム、最近はこの夢の実現もなかなか大変ですが、なるべく多くの人が自分の住む家を持てるよう税の面でいろいろ優遇されています。そこで自分が住むために住宅を新築したり、新築住宅を買ったりした時に受けられる「住宅取得控除」について簡単に説明しましょう。

この控除を受けるには

㈠、四七年一月一日から五二年一二月三一日までに新築したり新築住宅を買った場合

㈡、工事完了または購入した日から六ヶ月以内に入居し、引続いて住んだ場合

㈢、床面積が一六五平方メートル（四八年前の新築一二〇平方メートル）以下であること、が条件となります。

この控除は面積に応じて最高三万円（四八年前の新築最高二万円）の控除が三年間受けられます。

この控除を受けるためには確定申告が必要になります。くわしい事は役場税務課または、税務署の窓口でお尋ね下さい。

危険物取扱者試験

危険物取扱者試験（乙種全類、丙種）が実施されますので希望者は受験して下さい。

試験日時　昭和五十一年十一月十四日（日曜）

尚詳しいことは消防署岩室分署へお尋ね下さい。

電話二―三三六〇